

(令和6年6月27日改定)



千葉県PRマスコットキャラクター

# チーバくん

スポーツ応援ロゴマーク  
ガイドライン

## 【目次】

- 1 P 趣意
- 2 P 基本デザイン（カラー）
- 3 P 基本デザイン（モノクロ）
- 4 P 色指定
- 5 P サイズ指定
- 6 P 使用ルール（標記）
- 7 P 展開例
- 8 P デザイン禁止事項
- 9 P スポーツ応援ロゴマークとキャッチフレーズの併用について
- 10P 他のキャラクターやチーバくんとの組み合わせについて
- 11P スポーツ応援ロゴマークの用途について
- 12P 使用手続き
- 13P 申込みの一般事項

## スポーツ応援ロゴマークの趣旨について

### ○スポーツ応援ロゴマークについて

「ゆめ半島千葉国体」「ゆめ半島千葉大会」のマスコットキャラクターとして誕生して以来、多くの方に愛されている千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」。

そんなチーバくんがスポーツを「する」「みる」「ささえる」方を応援するために作成したロゴマークです。

県民の方に限らず、多くの方に本マークをご利用いただき、みなさんとスポーツを盛り上げていきましょう！



(参考) チーバくんについて (千葉県ホームページ「チーバくんの広場」より抜粋)

千葉県に住む、不思議ないきもの。好奇心旺盛でいろいろなことに挑戦するのが大好き。未知のものに立ち向かうときほど勇気と情熱がわき、からだは赤く輝く。食いしん坊でいたずら好きな面も。横から見た姿が千葉県の形をしています。

お誕生日は平成19年1月11日。



基本となるデザイン (カラー)



燃え上がれ! 盛り上がれ!!  
**CHIBA**  
スポーツ応援団



燃え上がれ! 盛り上がれ!!  
**CHIBA**  
スポーツ応援団



燃え上がれ! 盛り上がれ!!  
**CHIBA**  
スポーツ応援団

基本となるデザイン (モノクロ)



燃え上がれ! 盛り上がれ!!  
**CHIBA**  
スポーツ応援団



燃え上がれ! 盛り上がれ!!  
**CHIBA**  
スポーツ応援団



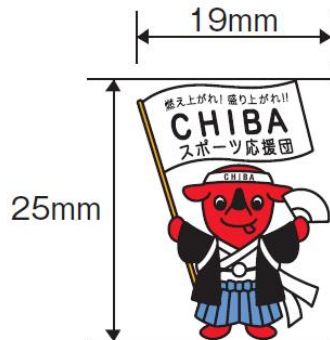
燃え上がれ! 盛り上がれ!!  
**CHIBA**  
スポーツ応援団

以下に定められた色でお使いください



以下に定められたサイズでお使いください。

最小サイズ：天地25mmを規定とします。



最小サイズ：天地15mmを規定とします。



名刺等の小さなものに入れる際の規定。



名刺 / 55×90mm

※「燃え上がれ!盛り上がれ!! CHIBAスポーツ応援団」が読み取れるサイズとしてください



〈表記例〉



スポーツ応援チーバくん

※デザインを使用する場合には、必ず「スポーツ応援チーバくん」標記を付すこと。

※但し、使用サイズに応じて「チーバくん」(英文：CHI-BA+KUN)のみでも可とする。



スポーツ応援チーバくん



● 企業ロゴと使用する際の例



● 封筒でご使用頂く際の例



● その他の使用例 (EX:Tシャツ、車両ステッカー)



キャラクターのイメージを守るため、禁止の使用例をご確認ください。

NG



比率を変えない  
 ・縦横比率の変更 NG  
 ・部分的な拡大縮小 NG

NG



デザインを変えない  
 ・装飾アイテムのデザイン変更 NG  
 ・服のデザインやカラー変更 NG  
 ・動きを変えない

NG



要素の追加や削除は NG  
 ・要素を増やすのは NG  
 ・デザインの一部が変わるのは NG

NG



表情を変えない  
 ・目や鼻などのパーツ移動 NG  
 ・カラー変更 NG

NG



他のアイテムを重ねない  
 ・チーバくん上に別デザインやイラスト等のアイテムを重ねることは禁止です

NG



手や扇子等を動かさない  
 ・ホームページやその他デジタル媒体での禁止事項に限ります  
 ・体の一部を動かすのは NG

NG



規定カラーを変更しない  
 ・パーツ、縁の緑も変更しない

NG



チーバくんを透かして背景と同化させるのは NG

NG



体の一部と背景色が同化するのは NG

OK ※野線をつける

ただし



チーバくんのまわりに野線を入れて表現するのは OK

## ○スポーツ応援ロゴマークとキャッチフレーズの併用について

## 【OK】

- ①「△△△（団体名・企業名）は◇◇◇（「スポーツ」や「具体的な競技名」）を応援しています。
- ②私達は◇◇◇を応援しています！
- ③みんなで◇◇◇を応援しよう！

## 【NG】

- ①「オール千葉」でオリンピック・パラリンピックを応援します！
- ②私たちはオリンピック・パラリンピックを応援しています。

※オリンピック・パラリンピックを想起させるような文言は使用できません。

スポーツ応援ロゴマークは、広く千葉県のス​​ポーツの振興を応援することを目的に使用することができます。スポーツの振興を応援している旨の趣旨が伝わるよう、可能な限り、スポーツ応援ロゴマークとともに、以下のような文言を付してください。

また、商品販売等収益が発生する場合には、スポーツ振興を応援するための取組を「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用申込書に具体的に記載してください。

## 【共通】

- ・「△△△（団体名・企業名）は◇◇◇（「スポーツ」や「具体的な競技名」）を応援しています。
- ・私達は◇◇◇を応援しています！

※商品等の形状により、記載ができない場合には、商品等のHPに掲載するなどスポーツ振興の応援の趣旨が明確となるようにしてください。

## 【商品販売等収益が発生する場合】

スポーツ振興を応援するための取組を「スポーツ応援ロゴマーク」デザイン等使用申込書に具体的に記載してください。

### （例）

- ・収益の一部を県スポーツ振興基金に寄付
- ・収益の一部を使って、社員の福利厚生用にスポーツ用品を購入
- ・地域のマ​​ラソン大会にス​​ポンサーとして協賛

## ○スポーツ応援ロゴマークと他のキャラクターやチーバくんデザインとの併用について

### ・他のキャラクターデザインや知的財産の併記について

他のキャラクターとの併記は可能です。必ず、各キャラクターの管理主体に許可を得た上で、申込みを行ってください。また、キャラクター以外の知的財産（画像、用語等）を使用する場合も、各知的財産の管理主体に許可を得た上で、申込みを行ってください。

### ・他のチーバくんデザインとの併記について

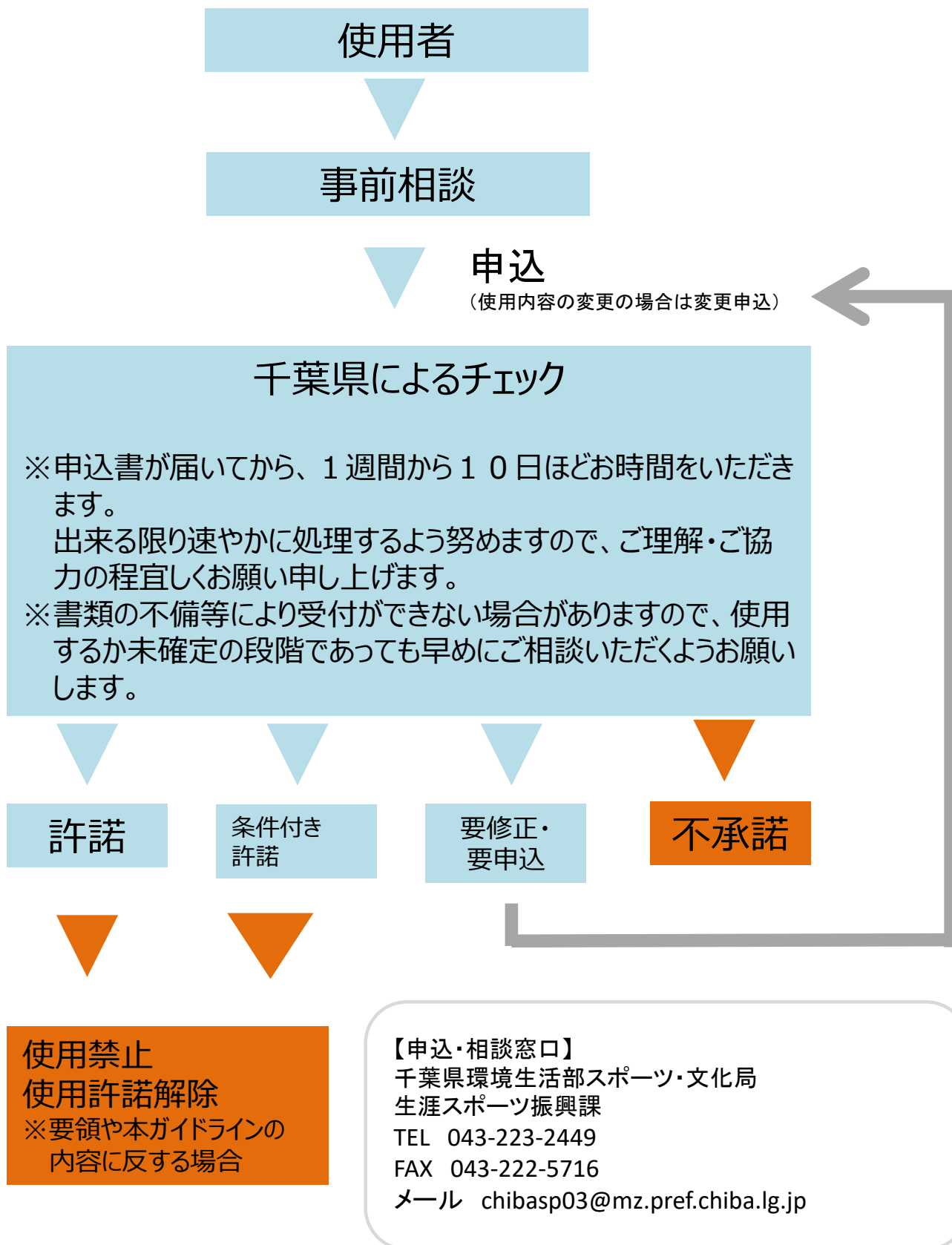
スポーツ応援ロゴマーク以外のチーバくんデザインと併記する場合は、『千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領（平成22年12月10日施行）』の規定に従い、総合企画部報道広報課に手続きをお願いします。

なお、スポーツ応援ロゴマーク以外のチーバくんデザインを販売目的等で収益を上げることを目的として使用する場合には、原則として3%のデザイン等使用料がかかります。

### ●併記例



- ロゴマークの使用に当たっては、案件毎に使用許諾が必要となります
- 使用の申し込みは、所定の様式を千葉県に提出していただきます。



## ○使用料

無料

本ロゴマークは、作成の趣旨に賛同いただける方に広く使用していただくため、使用料を無償とします。

## ○禁止事項等

本ガイドライン記載事項並びに『千葉県「スポーツ応援」ロゴマーク使用取扱要領』第6条、第8条、第9条をご確認下さい。

## ○使用手続きの例外

広報効果を上げるため下記（1）の場合は所定の申込を必要としません。（2）～（4）も同様に申込は不要ですが、使用方法に問題がないか確認するため、事前に協議が必要になります。事前協議の結果、使用内容の変更をお願いする場合がありますので、早めに協議をお願いします。

- （1）県内市町村が使用するとき。
- （2）千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。
- （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- （4）報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

## ○申込様式の入手方法

千葉県ホームページよりダウンロードをお願いします。  
体育・スポーツ振興施策ページに掲載しています。

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/shousupo/taiiku-sports/splogo.html>